

平成28年2月16日（火） 14:00
石狩市役所5階 第2委員会室

平成27年度第3回 石狩市社会福祉審議会提出資料

**乳幼児等医療費給付事業における学齢児の
特例給付対象年齢の引上げについて**

石狩市保健福祉部

1 諮問の趣旨

石狩市乳幼児等医療費給付事業は、乳幼児等の医療費の一部をその保護者に給付することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として実施しているものであり、これまで段階的に事業内容を拡大しながら現在に至っております。

近年、子どもの医療に対する助成事業は、都市間競争の一途をたどっており、報道においても、各市町村における少子化対策をはじめとする子育て支援策のセールスポイントとして取り扱われてきております。

本市におきましては、乳幼児等への医療助成は、本来、国が責任を持って社会保障政策の中に位置付け、自ら制度を構築すべきものであるとの姿勢をもちつつも、入院については、子育て世帯にとって非常に重い金銭的負担を伴うことから、入院に係る医療費の助成については、その助成対象を小学生から中学生まで引き上げるにより、義務教育期間終了までの子育て世帯の負担軽減を目指すものであります。

このため、石狩市が乳幼児等医療費給付事業における学齢児の特例給付対象年齢を引き上げるに当たり、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

2 現在の事業内容

現在、入院は小学生まで、通院は小学校就学前まで助成対象となっております。

区 分	所得制限	入・通院 区分	世帯区分	北海道 補助基準	石狩市 給付基準
就学前 (3歳未満)	限度額未満	入院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	○	○
		通院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	○	○
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	○
		通院	課税世帯	対象外	○
就学前 (3歳以上)	限度額未満	入院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	△	○
		通院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	△	○
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	○
		通院	課税世帯	対象外	○
小学生	限度額未満	入院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	△	△
		通院	非課税世帯	対象外	対象外
			課税世帯	対象外	対象外
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	対象外
		通院	課税世帯	対象外	対象外

※○：初診時一部負担金のみ負担

△：医療費の1割を負担

3 1件当たりの金額

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
入院	40,925	42,816	43,562	43,215
(うち小学生)	61,520	84,040	47,809	66,658
入院以外	1,174	1,216	1,217	893

※1：平成27年度は平成28年1月支払分までの金額

※2：「入院以外」は、通院、歯科、調剤など

4 対象者数（平成27年4月1日現在）

(単位：人)

区 分	男	女	計
0～5歳（未就学児）	1,258	1,236	2,494
6～11歳（小学生）	1,771	1,673	3,444
12～14歳（中学生）	865	853	1,718

資料：石狩市人口構造統計（H27.4.1現在：外国人含む）

5 石狩振興局管内6市の状況

	入院	通院	所得制限の有無
札幌市	中学生	小学校就学前	有
江別市	小学生	小学校就学前	有
千歳市	小学生	小学1～3年生	有
恵庭市	中学生	小学校就学前	有
北広島市	中学生	小学生	有
石狩市	小学生	小学校就学前	小学校就学前は無し

6 実施予定年月日

平成28年4月1日：平成28年4月1日以降の中学生の入院に係る医療費が対象

【追加資料】

1 限度額について

限度額については、以下の児童手当の所得制限限度額にて判断しています。

扶養親族等の数	所得額	収入額（参考）
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

2 拡大後の事業内容

現在、入院は小学生まで、通院は小学校就学前まで助成対象ですが、拡大後については、以下のとおりです。

区 分	所得制限	入・通院 区分	世帯区分	北海道 補助基準	石狩市 給付基準
就学前 (3歳未満)	限度額未満	入院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	○	○
		通院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	○	○
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	○
		通院	課税世帯	対象外	○
就学前 (3歳以上)	限度額未満	入院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	△	○
		通院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	△	○
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	○
		通院	課税世帯	対象外	○
小学生	限度額未満	入院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	△	△
		通院	非課税世帯	対象外	対象外
			課税世帯	対象外	対象外
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	対象外
		通院	課税世帯	対象外	対象外
中学生	限度額未満	入院	非課税世帯	対象外	○
			課税世帯	対象外	△
		通院	非課税世帯	対象外	対象外
			課税世帯	対象外	対象外
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	対象外
		通院	課税世帯	対象外	対象外

※太枠部分が今回拡大を予定している部分です。

※○：初診時一部負担金のみ負担

△：医療費の1割を負担